

ひらつか観光大使設置要綱

(趣旨)

第1条 本市の観光資源の魅力を市内外に広く紹介し、観光の活性化を図るため、ひらつか観光大使（以下「大使」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 大使は、本市にゆかりがあり、かつ、本市の魅力を広く発信できる人の中から、平塚市観光協会（以下「観光協会」という。）の推薦に基づき、市長と観光協会会長が委嘱する。

(任期)

第3条 大使の任期は、委嘱した日から1年を経過した年度の末日とし、再任を妨げない。ただし、大使としての職務を遂行できなくなった場合は、任期中においても大使の任を解くことができる。

(任務)

第4条 大使の任務は、次のとおりとする。

- (1) 大使自らの活動を通じて、本市の魅力を積極的に発信すること。
- (2) 本市の観光施策等に関する意見や提言を行うこと。

(謝礼)

第5条 大使の就任に対する謝礼は原則無償とする。ただし、活動等に係る費用のうち、実費相当額については支払うものとする。

(大使への活動支援)

第6条 市及び観光協会は、大使の活動を支援するため、次のことを行う。

- (1) 本市の魅力を発信するために必要なパンフレットや名刺等を提供する。
- (2) 本市に関する観光情報等を随時提供する。

(庶務)

第7条 大使との連絡調整等の事務は、市と観光協会が協力して行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月29日から施行する。